

令和 5 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 5 年 9 月 4 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 5 年 9 月 15 日 (金) 14 時 00 分
閉 会	令和 5 年 9 月 15 日 (金) 14 時 56 分
出席議員	<p>議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男</p> <p>2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文</p> <p>4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦</p> <p>6 番 石 橋 里 美 8 番 山 本 一 洋</p> <p>9 番 石 丸 時 次 郎 10 番 奥 村 忠 義</p> <p>11 番 山 本 久 矢 12 番 河 内 直 子</p> <p>13 番 寺 原 裕 明</p>
出席議員数	14 名
欠席議員	なし
地方自治法第121条の規定により説明の為に出席した者の職氏名	<p>町 長 田 頭 喜 久 己 副 町 長 中 野 高 文</p> <p>教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志</p> <p>企 画 課 長 亀 田 美 香 財 政 課 長 橋 本 照 美</p> <p>税 務 課 長 稻 葉 佳 奈 出 納 室 長 橋 本 豊</p> <p><small>住 民 課 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長</small> 小 川 真 一 健 康 課 長 村 山 弥 生</p> <p>環 境 防 災 課 長 尾 畑 正 行 建 設 課 長 行 武 一 洋</p> <p>都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司</p> <p>上 下 水 道 課 長 岡 部 裕 行 福 祉 課 長 神 崎 英 昭</p> <p>こ ども 課 長 八 尋 福 由 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡</p> <p>生 涯 学 習 課 長 吉 浦 高 幸</p>
欠席者	なし
本会議に職務のために出席した者の職氏名	<p>議会事務局長 山 本 孝</p> <p>議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁</p>

会 議 録

令和5年第3回定例会

[閉会日]

令和5年9月15日（金）

開 議	
議 長	<p>皆様、お疲れさまでございます。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(14:00)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。 田頭町長</p>
町 長	<p>こんにちは。 本日は、令和5年第3回定例会の最終日でございますが、開会日をお願いしておりましたように、追加議案を上程させていただきますので、よろしくお願いたします。 それでは、追加議案1件の提案理由の説明を申し上げます。 議案第43号、令和5年度筑前町一般会計補正予算(第8号)につきましては、補正額1億8,945万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ141億8,025万円とするものです。 補正の内容としましては、災害復旧事業などを追加するものです。 以上、追加議案の提案理由の説明とさせていただきますので、慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>町長の提案理由の説明が終わりました。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2 議案第33号「筑前町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。 これから質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>議案書の19ページですが、個人情報保護条例が個人情報の保護に関する法律に変わったときに、一緒にしなかったのはどうしてでしょうか。</p>
議 長	<p>総務課長</p>
総務課長	<p>お答えいたします。 改正前の引用条文はもうご説明したとおりでございます。 その条文改正につきまして、制定した後に、筑前町情報公開個人情報保護審査会に係る条文改正について速やかに審査会を開催しまして、委員の皆様にご説明、承認いただきまして、これに係る条例の一部改正手続きをしようとしたところでございました。 コロナの影響でございまして開催が今年の6月13日になったことから、今回の9月定例会にて条例の一部改正上程となったものでございます。ご理解よろしくお願いたします。 以上です。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第33号「筑前町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について</p>

	て」を採決します。 議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第3	
議 長	日程第3 議案第34号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の22ページです。 現行の第13条を削除するとなっておりますが、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除して大丈夫なのでしょうか。お尋ねします。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 こちらについては、都道府県が条例で児童福祉施設、家庭的保育事業所等の運営に関する基準を定める際に従わなければならない国の基準に、児童の安全確保に関する計画を策定しているもので、これにつきましては国県のほうに準じて町の条例を定めているものですので、これでさせていただいております。
議 長	ほかに質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第34号「筑前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第4	
議 長	日程第4 議案第35号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の26ページです。 第13条の2の終わりから2行目です。「感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない」とありますが、定期的はどのくらいの期間を言うのでしょうか。
議 長	こども課長
こども課長	お答えします。 「職員に対し、感染予防及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない」というところです。

	<p>保育所のほうにつきましては、研修会を毎年行っており、また監査のほうでも行っております。その都度、県と同様町のほうでも監査を行っておりますので、研修につきましては毎年行っているものと思われまます。</p>
議 長	<p>よろしいですか。 ほかにございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第35号「筑前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第5	
議 長	<p>日程第5 議案第36号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。 これから質疑を行います。 河内議員</p>
河内議員	<p>議案書の30ページです。 18歳までの子どもたちは、医療証ではなく償還払いということですが、償還払いだと3割取りあえず負担して、また手続きをして返していただくというふうになると思うのですが、それを緩和するために、医療証にできなかったのはどうしてでしょう。</p>
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。 迅速性と費用対効果を考慮した結果によるものです。 医療証発行による現物給付の場合、まず、システム改修が必須となります。また、医療証の発送も必要となります。 償還払い方式であれば、現物給付のための準備に必要な時間を短縮し、必要な医療の給付を対象者にいち早く還元できると考えました。 また、今回の拡充は、町独自の支援のため、全額町負担となります。 医療証交付による現物給付の場合、支給する医療費以外に、システム改修費、医療証の印刷費、通信運搬費、国保連等に支払う審査支払い手数料、そして、国保の減額負担調整に伴う補助金の影響等があり、これらを加味し、最小の財源で今回の支援拡充が得られる方法を選択したものです。 また、今回の償還払い方式は、以前、町独自で中学生入院費の補助をしていた際にも採用した方式であることから、制度改正の十分な広報周知を行うことで、対象者への支援は確保できると考えたためです。 以上でございます。</p>
議 長	河内議員
河内議員	それでは、県が18歳まで拡充した場合は、医療証に替えていただけるのですか。
議 長	健康課長

健康課長	お答えいたします。 前回、中学生のほうを県が拡大したときには医療証の交付に切り替えておりますので、その方向で検討させていただく所存です。
議 長	ほかにごいませんか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ごいませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第36号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。 議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第37号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第7号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ごいませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑はないようです。 これから討論を行います。 討論ごいませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第37号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第7号)について」を採決します。 議案第37号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第7	
議 長	日程第7 議案第38号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ごいませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ごいませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第38号「令和5年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。

	議案第38号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第8	
議長	日程第8 議案第39号「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第39号「令和5年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第9	
議長	日程第9 議案第40号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第40号「令和5年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決します。 議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第10	
議長	日程第10 議案第41号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)

議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第41号「令和5年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決します。</p> <p>議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 議案第42号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第42号「令和5年度筑前町水道事業会計補正予算(第1号)について」を採決します。</p> <p>議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 議案第43号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を議題とします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>財政課長</p>
財政課長	<p>議案第43号について、追加議案書の紙、タブレットともに、2ページをお開きください。</p> <p>議案第43号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」令和5年度筑前町一般会計補正予算(第8号)を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。</p> <p>別冊の令和5年度一般会計補正予算(第8号)をお願いします。</p> <p>紙の1ページ、タブレットの3ページです。</p> <p>令和5年度筑前町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,945万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億8,025万円とするものです。</p> <p>第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。</p> <p>紙の4ページ、タブレットの6ページをお願いします。</p> <p>第2表、地方債補正につきましては、変更の災害復旧事業債は、限度額を9,410万円に増額するものです。</p> <p>今回の補正予算は、7月大雨による災害復旧工事及び学校設備の改修工事などに要する経費を増額するものです。</p>

	<p>それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。 紙の8ページ、タブレットの10ページをお願いします。</p> <p>4款1項保健衛生費、補正額17万9,000円は、新型コロナワクチン接種による予防接種健康被害に対する給付金です。</p> <p>9款3項中牟田小学校費、補正額1,023万円は、中牟田小学校給食調理棟の空調機改修工事費です。給食調理室及び洗浄室の空調機チラーが経年劣化等により故障したことを受け、改修工事を行うものです。</p> <p>10款1項農林水産業施設災害復旧費、補正額6,582万円は、農地3件、農業用施設18件の復旧工事です。</p> <p>10款2項公共土木施設災害復旧費、補正額1億1,320万円は、道路14件、河川6件の復旧工事です。</p> <p>次に、歳入です。 紙の7ページ、タブレットの9ページをお願いします。</p> <p>14款1項10目災害復旧費負担金、補正額693万5,000円は、農林施設災害復旧事業費に対する受益者分担金です。</p> <p>16款1項4目衛生費国庫負担金、補正額17万9,000円は、予防接種健康被害給付金に対する新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金です。</p> <p>17款1項10目災害復旧費県負担金、補正額9,448万円は、道路、河川、農地等の災害復旧費負担金です。</p> <p>20款繰入金、補正額2,496万5,000円は、財政調整基金繰入金を1,473万5,000円、公共施設等整備基金繰入金を1,023万円増額するものです。</p> <p>23款町債、補正額6,290万円は、災害復旧事業債を増額するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。 よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、議案第43号「令和5年度筑前町一般会計補正予算(第8号)について」を採決します。 議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第13～ 日程第19	
議 長	<p>会議規則第35条の規定により、日程第13から日程第19までを一括議題とします。 一括議題とした日程第13 認定第1号から日程第19 認定第7号までについては、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。 寺原裕明委員長</p>

寺原委員長	<p>決算審査特別委員会委員長として、決算審査特別委員会の審査報告をいたします。議会提出議案書の1ページをお開きください。</p> <p>本会議で一括議題として付託されました認定第1号から認定第7号は、9月11日から13日の3日間、慎重に審査した結果、本委員会は委員会審査報告書のとおり認定すべきものと決定しましたので、筑前町議会会議規則第75条の規定によって報告します。</p> <p>町長をはじめ執行部におかれましては、審査の過程で委員から出された意見、要望、また監査委員の指摘事項に十分留意され、町財政の健全化と住民福祉の向上に向けて引き続き努力されることを要望いたしまして、決算審査特別委員会の報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>一括議題とした認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告は、認定するものです。</p> <p>質疑については、決算審査特別委員会において詳細な質疑をいただいておりますので省略いたします。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>認定第1号「令和4年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>一つの任意団体にすぎない部落解放同盟への600万円を超える補助金、しかもそのほとんどが人件費として支出されています。これは到底町民の理解を得られるとは思われません。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>山本一洋議員</p>
山本一洋議員	<p>賛成の立場で討論いたします。</p> <p>部落解放同盟は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃に資する活動をしている団体であり、その団体に対する補助金及び交付決定に関しましては、事業実施状況や運営状況などの審査、会計処理の指導など、適正に実施されていると認められます。</p> <p>また、会計全般についても、令和4年度決算審査特別委員会において審議、承認がなされております。</p> <p>よって、賛成を表明いたします。</p>
議長	<p>ほかに討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、認定第1号「令和4年度筑前町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。</p> <p>認定第1号は、認定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本件は認定することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、認定第2号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>

	河内議員
河内議員	<p>ここ何年かは、保険税の引き上げにより、一般会計からの法定外繰入なしで黒字を続け、基金に積み立てをしています。</p> <p>少なくとも黒字分は基金に積み立てるのではなく、高過ぎる保険税の引き下げに使うべきと考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 柳議員
柳 議 員	<p>賛成の立場から討論いたします。</p> <p>国民健康保険事業は制度自体が構造的な問題を抱え、1人あたりの医療費は増加傾向、今後、被保険者の減少が見込まれる中で、一般会計からの法定外繰入金なしに黒字決算となり、安定的な国保財政運営に努めています。</p> <p>この黒字による基金積み立てを行うことは、今後の国保税県内均一化に向けて納付金の不透明性による不安定要素などがあることから、持続した国保財政運営を行っていくために、今後に備えた大切な財源となり得る一つと考えられます。</p> <p>また、健診受診率向上、重症化予防に向けての課題は引き続きありますが、特定健診事業をはじめ、重症化予防対策等、医療費抑制を図る取り組みにも継続的に努めていることから適正内容と判断し、賛成討論といたします。</p>
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、認定第2号「令和4年度筑前町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。</p> <p>認定第2号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本件は認定することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、認定第3号「令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。 河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>そもそも75歳という年齢だけで医療差別をする後期高齢者医療保険制度に反対であり、一日も早く、元の老人健康保険制度に戻すべきと考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 原口議員
原口議員	<p>賛成の立場で討論します。</p> <p>後期高齢被保険者1人あたりの医療費は、福岡県は全国で上位が続く中で、本町は県内で10位以内の継続という高い水準にあり、医療費抑制、高齢者の重症化予防対策に大きな課題を抱えている状況にあります。</p> <p>このような中で、広域連合と連携しながら、集団健診の実施や様々な健康増進事業の取り組みを進めるなど、医療費抑制対策を含め健康寿命の延伸、健康づくりに努めていることから適正内容と判断し、賛成討論とします。</p>
議 長	ほかに討論ございませんか。 (討論なし)

議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、認定第3号「令和4年度筑前町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。</p> <p>認定第3号は、認定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本件は認定することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、認定第4号「令和4年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	<p>反対の立場から討論します。</p> <p>平成28年が償還期限となっている住宅新築資金等貸付事業です。本来なら、平成28年度には完了していなければならない事業です。それがいまだに51件、1億円以上もの貸付残が残っています。本当にこれでいいのでしょうか。</p> <p>このままでは貸付時の経緯もよく分からない、後に続く職員の負担が大きくなることは目に見えています。法的手段に訴えてでも、早期の解決が必要と考えます。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>山本久矢議員</p>
山本久矢議員	<p>賛成の立場で討論いたします。</p> <p>国の事業運営方針に従い、貸付事業の目的や背景を踏まえて、これまでも歴代の担当者が早期完納に向け努力してきていると思われま。</p> <p>貸付金の徴収にあたっては、定期的な面談や督促を行い、計画による自主的返納を基本とした対応がなされており、今後も収納対策アドバイザーや弁護士等の指導の下、職員による適正な業務遂行が行われると認め、賛成を表明いたします。</p>
議 長	<p>ほかに討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、認定第4号「令和4年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。</p> <p>認定第4号は、認定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手多数です。</p> <p>したがって、本件は認定することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>認定第5号「令和4年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、認定第5号「令和4年度筑前町工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。</p> <p>認定第5号は、認定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、本件は認定することに決定をいたしました。</p>

議 長	次に、認定第6号「令和4年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第6号「令和4年度筑前町下水道事業会計決算の認定について」を採決します。 認定第6号は、認定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定をいたしました。
議 長	次に、認定第7号「令和4年度筑前町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、認定第7号「令和4年度筑前町水道事業会計決算の認定について」を採決します。 認定第7号は、認定することに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は認定することに決定をいたしました。
日程第20	
議 長	日程第20 請願第1号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」及び発議第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を一括議題とします。 本件について、総務建設常任委員会委員長の報告並びに関連して発議第3号の説明を求めます。 柳雅明総務建設常任委員長
総務建設常任委員長	総務建設常任委員会委員長の報告といたします。 定例会初日の9月4日において、総務建設常任委員会に付託されました請願第1号につきまして、9月6日に委員会を開催し、審議いたしました。その審議の経過並びに結果についてご報告申し上げます。 お手元にあります議会提出議案書等の2ページをお開きください。 請願第1号の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、採択であります。採決の方法は、挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第3号を提出いたします。 3ページをご覧ください。 「地方財政の充実・強化を求める意見書」 標記の議案を、地方自治法第109条第6項及び筑前町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。 提出者、総務建設常任委員会委員長、柳雅明。 提出の理由としましては、地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスや多発する大規模災害への対応が迫られている。

	<p>2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指す必要がある。</p> <p>よって、地方財政の充実・強化について、国に意見書を提出する。これが、本議案を提出する理由です。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>意見書につきましては、お手元に配付したとおりでございます。</p> <p>地方財政の充実・強化が実現されるよう、国の関係機関に意見書を提出いたします。</p> <p>全会一致でのご賛同をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上、終わります。</p>
議長	<p>これから委員長報告及び説明に対する質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>次に、発議第3号について先議いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これから、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を採決します。</p> <p>発議第3号は、採択することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第3号は採択することに決定をいたしました。</p> <p>したがって、発議第3号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。</p> <p>なお、請願第1号は採択すべきものとみなします。</p>
日程第21	
議長	<p>日程第21 請願第2号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書」及び発議第4号「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書」を一括議題とします。</p> <p>本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告並びに関連して発議第4号の説明を求めます。</p> <p>山本一洋文教厚生常任委員長</p>
文教厚生常任委員長	<p>定例会初日の9月4日において、文教厚生常任委員会に付託されました請願第2号につきまして、9月7日に委員会を開催し、審議いたしました。その審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。</p> <p>議会提出議案書の6ページをお開きください。</p> <p>請願第2号の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、採択であります。挙手による採決を行い、挙手全員により採択と決しました。これにより、本請願は意見書提出を願意としていることから、発議第4号を提出いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>「「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書」</p>

	<p>標記の議案を、地方自治法第109条第6項及び筑前町議会会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。</p> <p>提出者、文教厚生常任委員会委員長、山本一洋です。</p> <p>提出の理由。</p> <p>中学校、高等学校の35人学級を早急に実施し、さらなる少人数学級について検討するとともに、加配教員の増員など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。</p> <p>上記事項の実現について、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由です。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>意見書につきましては、お手元に配付したとおりです。提出理由で申し上げた事項が実現することを求める内容でございます。</p> <p>全会一致でのご賛同をよろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>これから委員長報告及び説明に対する質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑ないようです。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>次に、発議第4号について先議いたします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>これから、「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書を採決します。</p> <p>発議第4号は、採決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、発議第4号は採択することに決定をいたしました。</p> <p>したがって、発議第4号については、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出いたします。</p> <p>なお、請願第2号は採択すべきものといたします。</p>
日程第22	
議長	<p>日程第22 発議第5号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。</p> <p>議案の提案理由の説明を提出者に求めます。</p> <p>寺原裕明議員</p>
寺原議員	<p>ただいまから、発議第5号の提案理由の説明をいたします。</p> <p>議会提出議案書の11ページをお開きください。</p> <p>発議第5号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、筑前町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。</p> <p>提出者は、議会運営委員会委員長、寺原裕明であります。</p> <p>提案の理由。筑前町議会タブレット端末機の導入に伴い、議場への携帯品について規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由であります。</p>

	<p>12ページをご覧ください。</p> <p>「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則」 筑前町議会会議規則の一部を次のように改正する。 表の右が現行で、左が改正案です。 改正案について説明をいたします。</p> <p>第101条第1項。見出しを（服装及び携帯品）とし、条文を「コート、マフラー及び携帯電話等の通信機器」と修正し、「つえ」「及び着用し」の「し」を削除して「着用、又は携帯してはならない」とします。</p> <p>同条第2項。第2項を新たに設け、第1号にて、筑前町議会タブレット端末機の携帯を可能とし、第2号にて、議長が許可した場合も着用または携帯が可能とするものです。</p> <p>附則、この規則は、公布の日から施行するものとする。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 （質疑なし）</p>
議長	<p>質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 （討論なし）</p>
議長	<p>討論なしと認めます。 これから、発議第5号「筑前町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。 発議第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。</p>
日程第23	
議長	<p>日程第23 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査申出書」を議題とします。 議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。</p>
日程第24	
議長	<p>日程第24 「常任委員会の閉会中の所管事務継続調査申出書」を議題とします。 各常任委員会委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りしたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
閉 会	
議 長	これで本日の会議は全部終了いたしました。 田頭町長
町 長	<p>9月の定例会お疲れさまでございました。</p> <p>特に3日間にわたる決算審査、また、災害復旧事業等の補正予算、全て慎重審議の上、認定、可決いただきました。</p> <p>特に令和4年度の決算にあたりましては、町行政の執行機関として、健全財政と住民の福祉向上、地域活性化を基本とし、各行財政指数等を判断指標に、人口問題を念頭に、全職員で住民協働のまちづくりを進めてまいったところでございます。</p> <p>中でも特筆すべきは、令和4年度においても定住人口が増加したことです。令和3年度よりも、3月期で年間187人の増加で過去最高の3万241人となりました。</p> <p>全国の多くの自治体において人口減少が進行する中で、本町は地の利を生かし、長年、定住条件である上下水道や公園のインフラ等の整備を促進しながら、福祉、教育、防災施策など、住民との協働のまちづくりの成果であると思います。</p> <p>定住人口の1人あたりの消費経済効果は年間130万円と国が試算しております。本町の商工会においても、会員数が昨年度より22人増加し606人の事業者数となり、例年、人口増加と事業者数はリンクする傾向であるとのこと。</p> <p>このことは、住民サービスの選択肢が増え、定住環境向上の促進となり得ます。あわせて、町財政面においても、町税や交付税、交付金の増収、上下水道の収支改善等に寄与するものであります。</p> <p>このように、まちづくりが一步前進できたのも、住民、議会、町執行部の協働の取り組みの成果であったと総括し、お礼の言葉にさせていただきます。</p> <p>大変お疲れさまでした。 ありがとうございました。</p>
議 長	<p>町長からの挨拶が終わりました。</p> <p>会議を閉じます。</p> <p>令和5年度第3回筑前町議会定例会を閉会します。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(14:56)</p>

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議長 田中政浩

9番 議員 石丸時次郎

10番 議員 奥村忠義